

平成23年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成24年1月19日（木）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただいまより、平成23年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

昨年10月の審議会は、諮問案件がないことから中止させていただきました。したがって、今回が本年度の第5回審議会となります。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。本日の資料についてご説明いたします。

今回事前にお送りしました資料は、本日の次第及び資料30の「「新宿区契約における暴力団等排除措置要綱」の制定及び「新宿区が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書」の締結について」から、資料36の「がん検診対象者からの問合せ対応業務委託について」までとなっております。

机上配付しました資料は、差しかえの次第、資料30「暴力団等排除措置要綱」等の追加資料でございます。

また、資料34につきましては、都合により本日は報告を取り下げさせていただいております。後ほど担当課長から、経緯等につきましてご説明を申し上げます。大変申しわけございません。

また、本日、平成23年分の源泉徴収票を、先ほど各委員にお渡ししました本日の報酬のほうに同封してございます。23年分の確定申告にご活用ください。

なお、次回、第6回審議会、来週月曜日となりますけれども、第6回審議会の開催通知及び次第、資料をお手元に配付させていただいております。次回の審議会にお持ちいただけるよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

資料について、何か不足とかございませんでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは、諮問報告事項に関する審議を次第に沿って進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

最初に、資料30の「「新宿区契約における暴力団等排除措置要綱」の制定及び「新宿区が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書」の締結について」の説明を受けます。

それでは、説明をお願いいたします。

【契約管財課長】契約管財課長でございます。

それでは、資料のほうのご説明をさせていただきますが、その前に、きょう机上に追加で配付させていただいた資料でございますけれども、本来、資料30でお送りしてある中に要綱がございますけれども、その要綱の中で届け出書類等の書式がございますが、それが添付が漏れてございましたので、大変申しわけございませんがきょう机上に配付させていただきましたので、よろしくをお願いします。

それでは、資料30についてご説明させていただきます。

件名につきましては、先ほど来ご案内がございましたように「新宿区契約における暴力団等排除措置要綱」の制定及び「新宿区が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書」の締結について」ということでございます。

個人情報の取り扱いとしましては、本人外収集の部分と外部提供の部分が発生しますので、この点について、本日の審議会のほうに諮問させていただいた次第でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、事業の概要のほうをご説明させていただきます。

事業名は、ただいまご説明したとおりでございます。

担当課につきましては、契約管財課ということで、この後に「契約係」というのがついてございますけれども、契約管財課の財産管理の部分が所管してございますので、契約係の部分につきましては、申しわけございません、削除していただければと思います。

目的としましては、新宿区が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除するため、暴力団等の情報に関し、警視庁と連携した取り組みを行うということでございます。

対象者として、入札参加資格者（個人）とありますけれども、これは事業を営む個人ということでございます。または法人の役員もしくは使用人、それと下請人等が対象となります。

事業内容として、前段の部分で、今回の措置要綱、あるいは合意書を締結するに至った背景として簡単にご説明してございます。近年、暴力団の資金獲得活動が、表向きは暴力団等であることを隠ぺいし、さまざまな企業活動に進出している実態が明らかになっているという中で、区では、施設建設工事等、さまざまな契約を民間事業者と締結してございます。このような公共事業に関する契約に、一般企業の活動を仮装して暴力団関係者が入り込んでくることも十分考えられるという状況がございます。

東京都では、昨年10月に、暴力団排除条例を施行しているところでございます。そうしたところを踏まえまして、区としても、区が締結する契約から暴力団の介入を排除する措置を行う必要があるということで、それに関する要綱を定めるとともに、警視庁との相互連絡体制を確

立する合意書を締結し、契約事務に係る暴力団等の情報を警視庁に照会するとともに、警視庁のほうから、暴力団員等に関する情報の提供を受ける、このような仕組みを用意しているところでございます。

申しわけございませんが、資料の25ページをお開きいただきたいと思います。資料の25ページに、この事務の流れのフロー図と申しますか、イメージ図を整理してございます。

まず、情報の入手ということで、暴力団に関係している企業である等の情報がございませけれども、こういうものが、一番左側の点線の矢印でありますように、新宿区に寄せられるというケースが想定されます。新宿区にそのような情報が寄せられた場合につきましては、その右側のすぐ上に意見聴取に向けた矢印がございませけれども、意見聴取ということで、警視庁のほうに事実確認を行う。

区から照会したことに対して警視庁のほうで調査をしまして、それが事実であるということでありますと、区のほうに回答がございませるので、それを踏まえて区の中ではその排除措置を行う、あるいは勧告・注意喚起を行う、そのような流れになってございませ。この新宿区から警視庁のほうに照会する部分の中に、個人情報の外部提供が含まれてくる可能性がございませ。

また、区が照会するかしなにかにかかわらず、警視庁のほうで暴力団関係企業であるという情報を把握しまして、それが新宿区の契約に関係してきている、その可能性があるという場合は、区から照会をしなくても、警視庁のほうから区に通知がある場合がございませ。それが、直接警視庁のほうで情報入手するルートでございませ。

警視庁から区のほうに矢印で情報が来る部分が、本人外収集という形、位置づけになりますので、この部分について本日の審議会のほうにお諮りしているところでございませ。

それでは、2ページ目のほうにお戻りいただきたいと思います。2ページ目の中段の個人情報の収集及び提供の関係でございませけれども、（1）警視庁への意見聴取ということで、先ほど図でご説明しましたように、入札参加資格者が暴力団等の関係者であり、要綱の別表に定める要件に該当する事実があるとの情報が区に寄せられた場合については、警視庁に対して事実確認を行う部分の外部提供、それと、（2）として、警視庁からの情報提供ということで、警視庁が区からの照会に関する事実を認定した場合、及び警視庁が独自に情報を入手し、暴力団等を認定した場合に、区に対して排除要請が行われるという部分で、本人外収集という形になります。

これらを踏まえて、2として区が行う措置等として、別表に該当する場合に入札参加除外措置を講じるということで、別表については後ほどご案内いたしますが、その内容によりまして、

12カ月から24カ月の期間を定めて排除措置をする。その排除措置というものは①から③に記載しましたように、入札参加資格を認めない、あるいは区の発注契約には参加できない。また、発注契約の相手方、区の契約のその下請の事業者にもなれない。また、履行中の契約がある場合は、区は契約解除を行うことができるというような仕組みを講じているところでございます。

(2)の知情性が不明である場合は、勧告または注意喚起を行うということで、知情性という言葉がちょっとわかりづらいのですけれども、知情性につきましては、区の契約相手、元請の業者が、例えば下請の業者が暴力団等であることを知っていたか知らなかったか。知っていれば当然それだけ責任が生じますけれども、知らないで、たまたま暴力団だったということがわかったような場合については、元請のところすべての責任というわけにはいきませんので、そういう場合については勧告あるいは注意喚起という形になってございます。

それぞれの書式に基づきまして、本人外収集と外部提供の部分についてご説明のほうをさせていただきます。

3ページ目でございます。本人外収集の関係でございます。保有課につきましては、契約管財課でございます。

それと、登録された個人情報業務の名称でございますけれども、この①から⑥に記載した業務を現在個人情報業務として登録してございます。このうち、①から③が通常の区が行う契約に関する業務に関係したものでございます。④から⑥については、区の財産管理、区有地を貸し付けたり、借り受けたり、そうした場合の関係の業務登録が④から⑥でございます。

収集する個人情報の項目でございますけれども、収集対象者の範囲でございますが、①入札参加資格者である個人または法人の役員もしくは使用人、それと、区の契約に係る下請人等。このうち、警視庁が区の要綱、別表に該当する暴力団員等と認定された者が収集の対象範囲となります。

収集する項目は、その対象者の氏名、所属事業者名、その事業者における地位、それと、別表に該当する事実の内容ということになってございます。

収集した個人情報の記録媒体でございますが、これは紙文書でやりとりをするということで、紙文書でございます。

収集の相手方でございますが、警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長から収集することになります。

収集の目的は、記載のとおり、新宿区が締結する契約から暴力団を排除するに当たり、排除措置を講ずべき別表に該当する事実の有無を確認する必要があるためでございます。

本人から直接収集しない理由につきましては、暴力団等という性格上、本人から収集することが困難である。そして、暴力団員等の情報は警察以外から収集することができないということで、本人外収集を行うものでございます。

収集の開始時期及び期間につきましては、本審議会でご承認がいただければ、この3月1日以降、継続して制度を施行させたいと考えてございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページは外部提供に関する分でございます。

保有課、登録業務の名称につきましては、本人外収集と同じでございます。

次の登録業務の目的は、個人情報の業務登録に記載してありますそれぞれの業務で個人情報を取り扱う目的でございます。

外部提供の相手方は、警視庁の組織犯罪対策第三課でございます。

外部提供を行う理由につきましては、入札参加資格者に関して、要綱別表の排除要件に該当する事実があるとの情報が区に寄せられた場合に、新宿区が発注する契約から暴力団等の介入を排除する措置を行う要件に該当するかどうかを警視庁に確認するためでございます。

外部提供を行う情報項目につきましては、区民等から排除要件に該当する事実があるとの情報が寄せられた入札参加資格者に係る氏名、所属事業者名、そこにおける地位、また、要綱別表の排除要件に該当する事実と思料される内容ということでございます。

提供を行う際に使用する記録媒体は、紙文書でございます。

外部提供に当たっての区としての情報保護対策は、照会するために提供した情報については、区が締結する工事等の契約から暴力団を排除する目的以外に使用しないとともに、東京都の個人情報保護条例に基づき、適正な管理を行う旨を明記した合意書を警視庁と締結するものでございます。

また、外部提供の相手方としての情報保護対策でございますが、区と締結する合意書及び都の個人情報保護条例に基づき適正に管理をするということで、保管に当たっては、当然警視庁の組織犯罪対策第三課内における施錠のできるキャビネット等に厳重に保管されることとなります。

外部提供の時期は、収集と同様、24年3月1日から継続するものでございます。

5ページ目からが要綱（案）でございます。要綱（案）につきましては、1条が趣旨、2条が用語の定義ということで、第3条に警視庁への意見聴取ということで、ここの部分で、個人情報について警視庁に照会する、いわゆる外部提供をする根拠ということで第3条を規定して

ございます。

区長は、入札参加資格者である個人または法人の役員もしくは使用人が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると思料される情報を入手したときは、第17条の新宿区契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、警視庁に意見聴取することができるということで、区民等から情報が寄せられた場合に、自動的に警視庁に照会をするということではなくて、後ほどご説明しますが、第17条で、新宿区契約における暴力団等排除対策委員会というものを設置しまして、そちらのところで、その審議等につきまして確認をした上で、必要があれば警視庁に対して照会するという仕組みをとっているところでございます。

第4条は、警視庁からの情報提供ということで、区長は、前条の規定による意見聴取に基づくものでなくても、警視庁から入札参加資格者である個人等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると認めた旨の情報の提供があったときは、これを受けるということでございます。

続きまして、第5条が、合意書を締結する旨の規定でございます。区長は、区が締結する工事等の契約から暴力団等を排除する措置の正確性を期するため、警視庁との間で合意書を締結するという規定になってございます。

第6条が入札参加除外措置ということで、警視庁が認定したときについては、入札参加除外措置を行うというのが1項でございます。

2項につきましては、その措置を行った場合につきましては、その入札参加除外者に対してその旨を通知する。

3項につきましては、その除外措置を行った場合につきましては、当該入札参加除外者の商号または名称、除外措置の理由及び期間を公表するものでございます。

第7条は、入札参加除外措置の解除の規定でございます。除外措置期間が経過し、入札参加除外措置の解除申請があった場合については、別表の第7に掲げる要件に該当する事実がなくなったかどうかを確認した上で、先ほどご案内しました暴力団等対策委員会の審議を経て、入札参加除外措置を解除するというものでございます。

2項以下につきましては、その申請に対しての区の回答を、通知という形でしていくという旨の規定でございます。

第8条が勧告措置等ということで、区長は、入札参加除外措置を行わない場合において、対策委員会の審議を経た上で、必要に応じてその勧告または注意喚起をすることができるという規定でございます。

また、10条、11条、12条は、それぞれ一般競争入札、指名競争入札、随意契約からの排除の

規定でございます。これにつきましては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、それぞれ、入札といいますと契約に向けた手続が若干異なっておりますので、それぞれ独立させた形で、それぞれの契約手続のところから排除するという規定でございます。

13条につきましては、下請負等の禁止ということで、除外措置の対象者が、区の契約の下請になることを認めないという規定でございます。

続きまして、8ページ目の14条でございますが、6条から13条までの規定については、共同企業体については、その構成員についてこれらの規定を準用するというつくりでございます。

15条で、契約の解除ということで、既に契約を締結している場合に、その途中で入札除外措置の対象であるという判断が出る場合もございますので、そのような場合については、解除ができるような契約条項を整えるものとするということで、後ほどご案内いたしますが、特約条項を用意しているところでございます。

第16条が不当介入に関する措置ということで、不当介入を受けたときは速やかに区に報告をするとともに、警察署へ届け出るよう指導を行うものとする。この内容も、特約条項の中に盛り込む予定でございます。

第17条が、先ほどご説明した、契約における暴力団等排除対策委員会の設置でございます。

2項で、対策委員会が所掌する審議事項を規定してございます。

4項で、委員長は副区長の職にある者をもって充てるということで、副区長をトップにした対策委員会というところでございます。

7項で、委員としては、こちらに記載のと通りの者を委員とする予定でございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。10ページが、要綱の別表と、先ほどご案内したものでございますけれども、1つ目が、暴力団員等が経営に関与している場合。2として、暴力団等を利用している場合。3として、暴力団等への利益供与を行っている場合。4、暴力団等との親交がある場合。5として、暴力団等との下請契約を締結している場合。

6、これにつきましては、再度の勧告ということで、勧告だけですと、入札の部分から直ちに除外ということにはなりませんけれども、1年以内に再度勧告を受けた場合についてはその除外の対象にするというつくりでございます。

それぞれ右側に、除外の期間、1については24カ月、2については24カ月、3以下については12カ月という形で規定しているところでございます。

続きまして、11ページ目が、警視庁と締結する予定の合意書の（案）でございます。

2条で、意見聴取、区のほうから照会する。



3条として、警視庁のほうから、その照会に対する回答、あるいは警視庁のほうで独自に入手したものにに基づき、区に対して意見陳述を行う。

4条として、警視庁が意見陳述を行ったときには、その意見陳述をもって、警視庁の新宿区に対する排除要請とみなすという規定でございます。

第5条につきましては、入札参加除外措置等の結果の通知ということで、警視庁からの回答、通知に基づいて区が入札参加除外措置を行った場合、あるいは勧告を行った場合については、その部分について警視庁のほうに通知をするというものでございます。

第7条で、情報の管理ということで、先ほど外部提供等の部分で若干出ましたけれども、甲、新宿区が第3条の規定に基づき収集した個人情報については、区の個人情報条例に基づき適正に管理するとともに、区が発注する契約から暴力団等の介入を排除する目的以外には使用しないものとする。

2項として、警視庁側のほうでございますけれども、警視庁側は、区から収集した個人情報については、都の個人情報条例を遵守するとともに、区が締結する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する目的以外には使用しないものとするというものでございます。

その後の部分が、本日机上で追加させていただきました、ちょっとページがございませんけれども、この要綱に基づく通知の書式でございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。17ページは、措置要綱に関する運用指針ということで、それぞれ要綱の各条項に関するいわゆる解釈運用基準ということで、例えば第2の3項の(1)に、「個人」とは、個人事業主及び法人資格を有しない個人が経営する入札参加資格者本人である、というような形で、要綱だけではわかりづらい部分を解釈の運用基準としてお示ししているところでございます。

続きまして、23ページ目をお開きいただきたいと思います。23ページ目、24ページ目、これが裏表になってございますけれども、この要綱施行後、3月1日以降、契約を締結するに当たって、契約に付加する特約条項の(案)でございます。

第1条として、契約の解除ということで、先ほども若干触れましたけれども、入札参加除外措置を受けた場合は、この契約を区は解除することができるという関係の規定でございます。

第2条として、不当介入に関する通報義務ということで、工事等の妨害など、不当介入を受けたときについては、速やかに区へ報告及び警察署へ届け出るようにというような特約条項を付加しているところでございます。

資料のほうにつきましては、以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

ひやま委員。

【ひやま委員】暴力団排除措置要綱ということで、概略はよくわかるんですけども、ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、まず、契約財産管理等に区のかかわる方々に対して、暴力団との関係とかそういうものの、まず情報提供ということになるわけですよね、区民等からのという。

それで、それを警視庁のほうに照会するという形になっているわけだと思うんですけども、その情報提供のあり方なんですけれども、名前を匿名で言おうが何でしょうが、とにかく情報が提供があったものはすべて警視庁のほうに照会するというような形なんですか、それとも、どういうふうな形になるのでしょうか。

【会 長】どうぞ、説明をお願いします。

【契約管財課長】今回の仕組みにつきましては、特段、区民の方から情報提供を受けるに当たって、その情報提供を受ける部分を制度化する予定はございません。現在でもいろいろな情報が寄せられてまいりますけれども、そういう中にたまたま今回の要件に該当するような情報があれば、警視庁のほうに照会するところでございます。

ただ、そのときに、単純に例えば、あの会社は暴力団の企業だとかという情報だけですと、そういう部分については、信憑性といいますか、その部分が確認がとれませんので、そういう漠然とした情報でも上げるかという、そういうことはやはりございませんので、実際に、例えばこの会社の社長とかあるいは営業部長とかの人が、いつ、こういうことをやった、これが、例えば暴力団の放免祝いに出席したとか、そういうような情報が入ってきたときには警視庁のほうに確認はとりますけれども、単純にあそこが暴力団だとかという情報だけでは、情報提供することは考えてございません。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】とすると、情報量というのはかなり限られると思うんですよね。

ちょっと話はそれちゃいますけども、こういった暴排法条例になった後に、例えば区の公園を使うとか何かで町会なんかイベントをすると、そこにテキ屋さんを呼ぶか呼ばないかというような場合においては、情報の提供があろうがなかろうが、いわゆる参加するであろうテキ屋さんをすべて照会を警視庁のほうにして、警視庁のほうでもすべて把握している情報ではありませんので、それでも返事が戻ってきたりこなかったりというふうな話になるわけですけど

も、要はそういったところまでいかないと、なかなかそういうふうな情報の提供自体が難しいんじゃないかなというのが、まず1点あります。

それと、警視庁のほうで、どのくらいまでその情報を把握しているのかということもあると思うんですよね。

10ページに、(4)暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められる場合とかと、そんな、暴力団の方とのつき合いをどのくらいまで警視庁が把握しているのかというの、はなはだよく理解できないという部分もあるんですけども、そういった中で、どういった形で個人情報を提供し、また本人外収集をどの程度するおつもりなのか、その辺がちょっとわからないんですが。

【会 長】お答え願います。

【契約管財課長】まず、最初の部分でございますけれども、暴力団をいわゆるこういう公的な部分から排除するためには、より広く警視庁に照会すべきではないかという部分でございますけれども、現在、22年度の実績ですと、区の契約案件は合計で2万5,800件ほどございます。それをすべて照会するのは物理的に対応はできませんし、また警視庁のほうも、新宿だけではなくて、この組織対策第三課は都内の区市町村あるいは東京都の契約に関してこういう照会等に対する取り扱いを担当してございますので、この制度のつくりとしては、漠然とした段階ですべて照会して調査をするという前提にはなっていないので、ある程度具体性を持ったものが必要だろうということになってございます。

それと、また2点目に、いわゆる別表の部分で、暴力団との親交、それが具体的にどのようなものがわかりづらいというのは確かにご指摘のとおりでございます。都の暴力団の排除条例等の部分でもいろいろご審議があったところでございます。

そうした中で、運用指針の第2のところの7項になりますけれども、暴力団との親交で社会的に非難される関係とは、暴力団等と密接な関係を維持する目的で交友関係等を有するとき、具体的にはということで、(1)から(4)、例えば暴力団員等とゴルフ、マージャン、飲食、旅行等の交友関係を有するときなど、具体的事例を例示してございますので、こういう部分の情報が確認ができれば、確認できればといいますか、そういう情報が寄せられれば、警視庁のほうに、こういうことがあったのかどうか、事実かどうかの確認を行うというところでございます。

【会 長】いかがですか。はい、ひやま委員。

【ひやま委員】ちょっとわかんないですよ、今のようなお話ですと。

やはり個人情報という観点から見ると、慎重にしなければならないこと、それと、同時にやはりこの暴排法の趣旨もあるわけですから、その辺どういうふうに取り扱うのかというところがちょっといま一つわかりません。

以上です。

【会 長】井上委員。

【井上委員】井上です。

これ、今もあったんですが、区民から、区民だけじゃなくても、そういう情報をいわゆるこちらの区の方に出したときに、で、これ、個人情報の保護じゃなくて、逆に情報公開のほうに当たると思うんですけども、自分自身がいわゆる、あの業者は危ないよというような情報について、その後どうなったのかということについての問い合わせなどについての、その部分はここでは書かれていないと思うんですけども、そういうこともやらなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【会 長】説明をお願いします。

【契約管財課長】今のは、確かに井上委員ご指摘のとおりだと思います。ただ、今回用意した制度というのは、先ほどご案内しましたように、この要綱を用意したことによって、例えば、区長にはがきのような形で暴力団の情報を寄せてくださいというような仕組みをつくるものではございませんので、一般的な、例えば区政に対するクレーム、あるいは情報提供の中にこの暴力団の関係の情報があれば、それで事実である可能性が高いと認定できる場合に警視庁に照会をいたしますので、一般的に寄せられた情報に対して区がどう対応したか、個々にリアクションを起こすというのは、特段、要綱といえますか、今回の制度に定めなくても、当然行政の説明責任として、寄せられた情報に対して区がどういう対応をとりましたというのはご連絡すべきものだと考えてございます。ただ、今回は、その入り口の部分を制度化してはいないということで、その点に触れていないというところでご理解いただければと思います。

【会 長】はい、井上委員。

【井上委員】わかりました。

それと同じことになると思うんですけども、自分自身が例えば入札に参加したといったときに、例えば井上自身が新宿区の入札に参加したときに、自分自身が警視庁に照会になっているかどうかということについての、いわゆる自己の個人情報に対する開示について、これについても、やはり何か手当てをしておかなくちゃいけないと思うんですね。

これ、もうここに書いてあるとおりでございまして、やり方によって

はちょっと泥試合みたいなことになってしまうこともあるので、そこはちゃんときちんと区として担保しておくべきじゃないかというふうに思います。個人情報の保護というよりは、自己に関する個人情報の開示についてということで、ルールが、条例があったと思いますけど、それとあわせてやっておいたほうがいいんじゃないかと思います。

【会 長】説明をお願いします。

【契約管財課長】その点につきましては、今委員のご指摘がございましたように、区の個人情報保護条例の中で、いわゆる自己情報の開示請求制度というのがもう条例で用意されていますので、この中では、その部分の開示の手続等については定めてございません。

もしそういうようないわゆる自己情報開示請求という形で出てくれば、個人情報条例に基づいて対応をとっていくということを用意しているところでございます。

【井上委員】本人に、じゃ、開示してくれるわけですか。

【会 長】どうぞ、説明をお願いします。

【契約管財課長】その部分につきましては、現実的にはさまざまなケースが想定されますので、それで、今現在警視庁に照会している最中にたまたまその方からそういう照会があったときに、いわゆる行政運営に支障があるので非開示とすれば、照会していることはわかりますので、一時的にはいわゆる存否応答拒否の形で対応することがケースとしては多いのではないかと。

ただ、それが、調査が終わって、いわゆる排除措置をすれば、相手方は照会していることはわかりますし、排除措置が行われなければ、そういう事実がなければ、いわゆる、言葉は悪いですけども誤った情報であったということになりますので、そういう対応をとったことについては、開示請求があった時より、時限的な対応が終われば、場合によってはその部分開示なり、そのやりとりした内容によっては全部開示もあり得るということで、もうそれは、個人情報保護条例の制度運営の中で適正に対応していきたいと考えてございます。

【会 長】井上委員。よろしいですか。

【井上委員】はい。

【会 長】ほかに、ご質問。山村さん。

【山村委員】今回こちらに審議をかけているわけですがけれども、今まで、そういった区民からの情報が上がってきたときは、どういった対応をされて。全く何もしていなかったのか、それともそういったこと、照会みたいなことを実はしていたのか、どういった状況だったんでしょうか。

【会 長】説明してください。

【契約管財課長】かなり昔のことで、ちょっと資料がないから定かではないんですけども、この1年間の中ですと、実際に暴力団の関係であるという情報を寄せられたことはございます。ただ、それは、内容を確認すると、たまたまと申しますか、新宿区の契約の関係とは違う業者さん、ほかの自治体との契約はしていますけれども、新宿区の契約とは直接関係がない業者のお話の内容だったものですから、その情報提供していただいた方には、こういうことについてはお近くの警察署のほうに相談してくださいという対応をとったことはございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかに。田中委員。

【田中委員】一つは、いろんな条例ができて暴力団を排除するというので、入札が経済的な基盤になるということでこういう対応だと思えますけども、これは今後、3月1日からですか、この情報のあれが始まるわけですが、入札の参加者の人たちには、今後どのような形で周知をされていくのか。

【会 長】説明をしてください。

【契約管財課長】この内容につきまして本日の審議会でご承認いただければ、区として正式な決定の手続に入っております。

2月に議会のほうに、こういう制度を区としてつくりますというご報告をした後、区のホームページに公表するとともに、業者のほうには、区は3月からこういう形で対応をとるのでということで周知をしていきたいと考えてございます。

【会 長】田中委員。

【田中委員】以前、町田のほうで暴力団が都営住宅に居住していた事態があつて、その後、都営住宅の入居の際の申し込みに、暴力団員であるということは入居できないということがちゃんと、申し込み時点でもう明記されているわけですけども、そういう意味では、今後この入札に参加する中で、暴力団及び暴力団に関係する者がいた場合は、入札を取り消すということは明記をされていくわけですか。

【会 長】説明をお願いします。

【契約管財課長】ご指摘のとおりでございます。これを制度化した際には、事前にその旨は業者のほうにきちんと周知をして、いわゆる区の発注に対して手を挙げてもらうという仕組みでやっていきたいと考えてございます。

【会 長】田中委員。

【田中委員】これは比較的慎重に取り扱わなければいけないと思うんですが、以前、新宿区が

生活保護を受給している方が暴力団員ではないかというのを警察から通報を受けまして、それで、それが新聞紙上にも報道されたことがあるんですね。

それで、生活保護課が調査に入った結果、現実的には現在そういう活動はやっていないということで、べつに不正受給に当たるものではないということを確認して、その新聞報道がある意味で非常にご本人の名誉を傷つけたということもあって、そういう報道と事件みたいのが、現実にはもうここ何年かの間に生まれていますので、その点ではこういう調査をきちっとやることは当然、発見することは重要だと思いますけれども、そここのところでの暴力団との関与が、仮に警視庁からの情報であったとしても、そのこと自身は非常に慎重に扱っていただきたいなというふうに思いますので、そのことだけよろしくお願ひしたいと思います。

【会 長】ほかに、ご意見ございませんでしょうか。

先ほど出た、結局、やりとり、区と警視庁とのやりとりがありまして、それで結果が出るわけですけど、その結果、該当したとかしないとか、最初からいけば、そういう問い合わせをしているかしていないかから始まるんだろうと思うんですけど、いろいろな段階で、そういうやりとりについて、区と警視庁とのやりとりについての問い合わせに対する公開の問題、これは先ほどの説明ではちょっとわからないけど、慎重におやりになるぐらいはわかったんですけど、そのあたりはちょっとよくお考えいただいて、これは、ここでそのやりとりがどうこうという基準を云々というんじゃないんですけど、何となく、終わってからなら余り問題ないのかなというような気はするんですけど、そこらの問い合わせの対応は、慎重におやりいただいたほうがいいかなというふうに思います。

質問が幾つかありました中に、多分そのことを考えながらの質問だろうと思いますので、どうぞ、何かその点についてご意見。

【契約管財課長】すみません、説明がちょっと不十分で申しわけございません。

事後的に、例えば開示できるような内容であったとしても、その情報提供をしていただいた方がわかってしまうようなものであれば、それはもう当然開示はできませんので、そういうのは区として責任を持って、そういう情報提供をいただいた方の人権も守ると同時に、たまたま結果として誤った情報であったという場合については、説明ができるような形で、個人情報保護条例に基づいて慎重かつ適正に運用に努めてまいりたいと考えてございます。

【会 長】そうですね。乱用というか、もう匿名でもいいとなると、どういう方がどういう情報を持ってきて、ある意味では区がそれに巻き込まれることもあると思いますので、慎重におやりいただきたいというのが多分、何名かのご質問の中での趣旨だろうと思います。よろ

しくお願いいたします。

ほかに、何かご意見ございませんでしょうか。

ほかにご意見、ご質問がなければ、本案については諮問でございますので、適正と認めて、承認ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は承認ということで決定いたします。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

次に、資料31の「後期高齢者医療被保険者の結核患者（通院医療者対象）リストの東京都への外部提供について」の説明をお受けいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

【保健予防課長】保健予防課長です。

それでは、お願いいたします。「後期高齢者医療被保険者の結核患者リストの東京都への外部提供について」でございます。

目的でございますけれども、後期高齢者医療被保険者に該当する結核患者のうち、住民税が非課税である場合に、通院医療費の自己負担額を東京都が医療費助成の対象とすることとなっております。都がこの対象者に対し、個人的にそのことをご案内するための基礎資料として、対象の候補者をリストとして作成し、これを東京都に提供するものでございます。

内容でございます。東京都は、平成20年4月に、後期高齢者医療制度の導入に伴いまして、この後期高齢者医療の被保険者のうち、住民税が非課税である結核患者に対しまして、医療保険の被保険者と同様に——ほかの医療保険ですね、その被保険者と同様に、通院医療費の自己負担額の助成を行うことを決めておりましたが、結核の患者に向けたパンフレット、そして事務取扱指針においてこの記載を誤って、そのために、この助成が行われないうまで来てしまいました。そのことに東京都が気づきまして、東京都が都全域、新宿区に対しましても、以下の対象者の候補者をリストとして提供するように依頼があったものでございます。

その対象候補者といいますのは、平成20年4月1日から平成23年10月31日までに、結核の通院医療費の結核の患者票を発行した方です。

都は、このリストをもとに、被保険者に対しまして結核医療費の未実施の通知を行いまして、住民税非課税要件を満たした場合には申請してくださいというご案内をいたします。そして、そのご案内に基づきまして、非課税ですよという申請があった場合には、東京都が通院医療費の自己負担額の遡及払いを行うものでございます。



また、この外部提供の相手方は、東京都福祉保健局安全感染症対策課でございまして、外部提供を行う項目としては、公費負担医療の受給者番号、氏名、性別、生年月日、公費負担の有効期間でございます。これをCDに落しましてそれを提供するものでございまして、提供された相手方としては、東京都の個人情報保護条例に基づきまして、適正に管理、利用されるものでございます。

ご案内された方々の利益になるものでございますので、よろしくお願いたします。

【会 長】よろしゅうございますか。ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

久保委員。

【久保委員】内容についてのことではないんですけども、外部提供に当たっての情報の記録媒体、あと送り方が書留で郵送と。これは安全性を考えて、これのほうが安全だと。ほかの、例えば電子媒体をそのままメールなどでやりとりするというケースが多かったものですから、今回この書留で郵送するというのは、何か理由があるんですか。

【会 長】ご説明をお願いします。

【保健予防課長】この媒体と提供の方法なんですけど、これは東京都から指定されたものでございまして、その様式についても東京都から指定を受けているものでございます。

【会 長】久保委員。

【久保委員】では、特別このほうが安全だという意識での都からの指定ではないわけですか。ほか、これからまた出てきますけども、そういった電子媒体をやりとりするというだけで、多分メールその他でやりとりをしているケースが多いと思うんですけども、これは特別やっぱり重要なデータだからということではなくて、都から指定があったわけでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【保健予防課長】東京都から個人情報をもらったりするような場合、よく書留郵便ということの手法がとられます。メールでのものにつきましては、個人情報がない情報につきましてというものが私どもの経験としては多うございまして、書留ということのほうが、メール、誤ったところに行かないで済むとかいろんなこともあるかと思いますが、そういうことではないかと考えております。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかに、何かご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

じゃ、田中委員。

【田中委員】今の説明は、本来やるべきことを東京都がやっていないので、遡及をするからくださいと、何かとてもばかげた話としか思えないわけですけど、これはもともと、要するに、例えばやり方は幾つかあると思うんですけどね。区が委託をされて、東京都の事業を逆に発送するようなことをすることも当然あるだろうし、今回みたいに個人情報の名簿を提出して都がやるということもあると思うんですが、今回の後期高齢者医療関係に関しては、東京都がもう一括して郵送等々の対応をするということになるわけですか。

【会 長】説明願います。

【保健予防課長】対象者リストがこちらから行った場合には、その周知につきましても東京都が直接やりますし、申請の窓口も東京都が直接という形になります。

【会 長】田中委員。

【田中委員】それで、今回はこういうことになるわけですけども、患者票がそれぞれ発行されてきますよね。そうすると、年度ごとにその変更があったものについては、東京都に今後もこのような形で情報提供をするということになるんですか。

【会 長】説明を願います。

【保健予防課長】この助成の仕組みなんですけれども、後期高齢者医療は広域連合ですよ。それで、非課税者に対して東京都が助成する分につきましては、その番号を付与しまして、その番号の方についての医療費、東京都が補助する医療費につきましては広域連合に直接請求が行くという形で、広域連合が都からいただくみたいな形になっていますので、自動的です。

【田中委員】今回はこういうように記録を送っているけども、また新たに患者票が出る人がいますよね。

【会 長】説明を願います。

【保健予防課長】これは、今回限りだけの措置です。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は諮問事項ですので、適正と認め、承認とさせていただきます。それでご異議はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、承認ということで決定いたします。

どうもご苦労さまでした。

次に、資料32の「住宅用家具転倒防止器具の相談及び設置業務委託について」の説明を受けます。

どうぞ、お願いします。

【危機管理課長】危機管理課長でございます。

それでは、「住宅用家具転倒防止器具の相談及び設置業務委託について」、報告をさせていただきます。

本事業でございますけれども、目的につきましては、地震発生時に家具の転倒による被害を最小限にするため、家具転倒防止器具設置世帯を拡大することを目的としているものでございます。

対象者につきましては、新宿区内在住者でございます。

事業内容につきましては、現在災害時要援護者に無料設置してございます事業を、一般世帯に拡大して実施するものでございます。家具転倒防止器具の設置を検討している区民を対象に、相談及び設置、これは3点まででございますけれども、無料で行うというものでございます。ただし、家具転倒防止器具につきましては実費負担といたしますけれども、生活保護世帯につきましてはすべて無料で行うというところでございます。

相談事業の利用申請書を危機管理課に提出し、申請要件を満たしているか危機管理課が審査いたします。その決定後、委託業者に申請者の住所、氏名、連絡先を伝え、委託業者が申請者と直接連絡をとり、訪問するという形になっております。

また、設置を希望しない場合は、相談のみ、さらに設置を希望する場合には、利用者が設置事業の利用申請書を提出し、事業利用の決定後、相談と同じ委託業者が設置まで行うということになっております。

業務終了後に委託業者から報告書の提出を受け、確認後、請求に基づく経費を支払うという流れになっているところでございます。

こちらの事業の委託先でございますけれども、これはデータの情報の提出先でございますけれども、新宿区住宅リフォーム協会。

そして、委託に伴う事業者処理させる情報の項目でございますが、申請者の住所、氏名、連絡先（電話番号）、申請者費用負担の有無、申請者の居住する住宅を訪問して行います家具転倒防止器具の設置についての相談内容記録、また、訪問相談の結果、取りつけた家具転倒防止器具の設置状況でございます。

処理される情報項目の記録媒体につきましては、紙、申請書等、そういったものを渡しているというところでございます。

委託に当たり区が行う情報保護の対策でございますけれども、こちらにつきましては、契約

に当たり、特記事項を付してございます。また、提供した情報及び収集させた情報を、業務終了後、速やかに新宿区に返却させていただきます。

さらに、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますけれども、取扱責任者、それから取扱者をあらかじめ指定してございます。

また、提供された情報及び収集された情報は、施錠のできる金庫、キャビネットに保管するということを指定してございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

中村委員。

【中村委員】目的外の規定ですけども、業者の方がこの目的外のことをやってはいけないということなんですけども、仮に申請者が、こういった目的外のことをされているということに関して、その問い合わせ先とか、やっぱりここに電話してくださいとか、そういった連絡とかもされるのでしょうか。

【危機管理課長】連絡先につきましては、区役所のほうにお問い合わせいただくという形になっております。

【会長】よろしゅうございますか。

ほかに。久保委員。

【久保委員】ちょっと関連なんですけど、相談だけ受けたご家庭も、いわゆる業者さんは、申請者の住所、氏名、知ることになると思うんですけども、もちろん相談を受けた後には返却はしますね、リストを区のほうに。でも、現実としてはそのお宅に伺うことになる、伺って相談を受けるわけですが、その後、いればわかるわけなんですけども、その後に業者さん自身が、自分のところの営業という意味で行かないとも限らないと思うんですけど、その辺は、配慮した特記事項、どの部分にそれが当たるのでしょうか。

【会長】じゃ、説明願います。

【危機管理課長】特記事項で、秘密の保持ということで、そういった知り得た情報を当然漏らしてはならないということで、もう契約が終了した後も同じですよということで、情報の秘密保持ということで規定はしてございます。

【会長】久保委員。

【久保委員】この2番の部分、そこも含めた、第三者に漏らしちゃいけないということでは、

ちょっと私が言っている趣旨とは違うんですけども、それも含めてここでちゃんと、その業者に対しては約束をさせるという意味合いでしょうか。

【会長】じゃ、説明願います。

【危機管理課長】今のところで、目的外利用ということで、この3番目、乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的外に利用し、というところで読んでいただくという形になります。

【久保委員】はい、わかりました。

【会長】この問題は前にも出てきたんですが、住宅リフォーム協会となっていますよね。一つの会社ではなくて、一つの組織ではなくて、協会の中にたくさんの業者の方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。そうすると、協会の管理をしている人は、わかったということだけど、問題はそれに加盟している業者の方がどういう行動を起こすかというのが問題で、今のもそういうことに関連していると思うんですよね。

ですから、協会のほうに、その加盟者というんですか、その業者の方に徹底していただくような措置を、これは事実上でも構いませんけど、そういうことを徹底していただかないと、趣旨がどうも伝わらないんじゃないかなというふうに思うんですけど、そのあたりをご配慮いただければと思います。その点、どうでしょうか。

【危機管理課長】当然、契約するに当たりましてそういったところを、各工務店さんのお集まりですので、当然事業をするに当たりましてはそういったところはきちっと対応できるようにするよというところで、注意はしているところです。

【会長】ほかに、ございますか。

中村委員。

【中村委員】先ほどの追加なんですけども、今まで65歳以上の高齢者の方が、今回は一般の方に拡大されているわけなんですけども、この中にはやっぱり高齢者の方もいらっしゃるって、自分の情報が目的外でそういった利用されているということを認知できないというか、わからないで、高齢者の方ですから、そういったことがわからないで利用されていることがありますので、先ほど何かあったときには区に連絡するというお話があったんですけども、やっぱり、もしそういった目的外で自分の情報が利用されているという文言を、少しわかる、高齢者とかにもわかる文言で書いたほうがより安全かなと私は思ったんですけども。

【危機管理課長】当然、最初にまず区のほうに相談に来ていただきますので、そのときに丁寧に担当者のほうから、電話でやる場合もあるかもしれませんが、それはきちんと説明を

いたしまして、それで自署していただくという形になっておりますので、そこら辺はきちっと対応できているかなと考えております。

【会 長】どうぞ。

【鱒沢委員】この費用の負担ですね、実費費用負担ということになってはいますが、それは、業者さんにサービスを受けた方が直接支払うものなのか、それとも区でまとめて業者さんにお支払いするものなのか、どちらなのでしょう。

【会 長】説明をお願いします。

【危機管理課長】一応、業者のほうに直接お支払いすることになっています。

【鱒沢委員】直接ですか。

【危機管理課長】そうです、はい。

【会 長】鱒沢さん。

【鱒沢委員】そういった場合、費用の負担がかからない方が出てますよね。生保の受給者ということになってはいますが、そうしますと、業者さんは、この方は費用を請求しなくてもいい、イコール生保の受給者だということが、担当した業者さんに伝わるということになる可能性があるということですよ。それって、ちょっとまずいんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがなものでしょうか。

【危機管理課長】ただ、先ほど申し上げましたように、費用を要する方か、申請者が費用負担有無ということで、一応情報項目として上げさせていただいているところなんですけれども。

【会 長】鱒沢さん。

【鱒沢委員】すみません、この生保を受給しているかしていないかというのは、やっぱりとても重大な個人情報じゃないかなというふうに、私は民生委員の立場として認識しているわけですが、それが、リフォームを担当した方に伝わるということに対しての配慮が必要ではないかなというふうに感じたんですけども、いかがでしょうか。

【危機管理課長】初めに、申請するに当たりまして、生活保護世帯の方は受給証明書を添付してくださいということで、情報が一応業者の方に行きますよということは同意していただいて、それで署名を、自署していただいて、そのデータが業者に行っているという形になっています。

【鱒沢委員】つまり、申請した段階で、業者さんに生保の受給者であるということが伝わりますよということを了解しているということですね。

【危機管理課長】そうです。

【鱒沢委員】はい、わかりました。

【会 長】ほかには。井上委員。

【井上委員】今の質問なんですけども、この申請者費用負担の有無というのが、このリフォーム協会が知る必要があるのかどうかということなんですけども、多分こういうことで、ただだからやったほうがいいですよというふうに言いたいのは、気持ちはよくわかるんですけども、いわゆる転倒防止器具をつけるかつかないかということで、それで、もしも生活保護を受けている方の場合は無料ですよということだけ言うのでは、だめなんですか

【会 長】説明をお願いします。

【危機管理課長】やはりこれ、相談から設置、器具の購入というところがあります。一連の流れでやっておりますので、当然そういった生活保護の方も、なかなか器具を買えない、自分で買えないということもございまして、当然器具の購入につきましてもそういった業者に当たってやるということが必要になってきますので、そういった点で、手続上も円滑に進めるというようなこともございまして、今のようになっているというところであります。

【井上委員】そういうご判断だということで、はい、わかりましたしか言えないんですけども、一つの方法としては、申請者費用は、負担の有無をもう言うのではなくて、先に言うのではなくて、生活保護の方については負担はありませんよということ例えば、言う説明だけをしてもらうという方法もあったんじゃないかなということ発言した次第です。

【会 長】説明をお願いします。

【危機管理課長】基本的にはもうすべて特記事項で、秘密の保持ということできちっとこれはもう、先ほど申し上げましたけれども、業務に関して知り得た秘密を一切第三者に漏らしてはならないと、あるいは目的外使用のところ、業務に関して知り得た情報を目的以外に使用するな、第三者に漏らすなということできちっと特記事項で規約してございますので、あとは指導もしていますので、そこら辺は対応している、大丈夫かなというところあります。

【会 長】何か。

【鍋島委員】やっぱり先ほど会長さんがおっしゃった、住宅リフォーム協会が受けていまして、ここで出てくるのが、相談を受けた人、私もちょっと、これじゃないんですけど、耐震診断をしたら、耐震診断する人と、それからまたそれを工事をする人と違いますし、またそこで違ってくるので、いろんな人に情報が渡ってしまうので、その渡った先が、そこまでこの住宅リフォーム協会さんが把握して、きちっと指導できるかどうか、とても不安なんです。私も、ちょっとやってみましたから。

【会 長】説明をお願いします。

【危機管理課長】一応、相談する業者と設計する業者は全部、同一業者です。でないと、逆に、相談に行った業者と設計する業者が違っちゃうと、はっきり言ってそごが生じて、全くそこで支障が生じてしまうことがありますので、一応、相談と、一連の流れとして全部同一業者が行うということで進めさせていただいています。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】大体何者ぐらい、協会は加盟しているんですか。

【危機管理課長】申しわけございません、今ちょっと手元に資料がございませんが。

【鍋島委員】ちょっと、私が耐震やったときに不安になったことがあったものですから。

【危機管理課長】原則といたしましては、相談から設置、アドバイス、設置まで、全部一貫して同一業者がやるということになっています。

【会 長】ほかに、ご質問。

田中委員。

【田中委員】今心配されたのは、逆に言えば、自分が生活保護の申請者だということがわかる人は別にいいんですけども、そういうことが余り知られたくないという人は、要するにこの申請はしないということですよ。ということだと思うんですよ。

だから、本来的に言うと、生活保護の受給者に、こういう制度があるから、活用する人については、その金額について保護費として区のほうが、要するに支給すると。法外援助ですわね、というふうにすればそういう人たちも、逆に言うと、区との関係で自分が申請すればいいので、それでリフォーム協会に申請をして、お金はそこで払うという、そういうのが本当は一番望ましいというふうに私なんかも、皆さんの意見も聞いて思うんですけど、懸念される事態はやっぱり、それが自分が保護を受給していることを知られてもいい、知られたくないというのが、設置の一つ大きな基準になっちゃうので、安全という点でせつかくやっても、それで躊躇される方がいらっしゃると、非常に残念だというふうに思いますので、その点は、少しちょっと配慮するというか、工夫するというか、生活保護の制度の中でもやっぱり徹底してもうちょっと工夫ができないかということは、ご検討いただいてもいいのかなというふうに思うんですが。

【会 長】他の自治体で何かこういう同じようなことをやっていて、どういう扱いになっているか、ご存じないでしょうか。どうぞ。

【危機管理課長】ちょっと他の自治体の事例というのは把握はしていないんですけども、補助金的になるか、ちょっといろいろやり方は考えたんですけども、いろいろなご意見が出まし



たので、少し今後また検討させていただきますけれども、現在のやり方は、余り補助金的にばらまきみたいになってしまうとちょっとまずいということもございまして、こういった流れでやるのが一番ベストじゃないかという形でやらせていただいているというところですけども、今ご意見がいろいろ出されましたので、また、やり方につきましては来年度の事業の中で検討させていただきたいというふうに考えます。

【会 長】じゃ、今の意見を、今年度は無理だけでも、来年度は検討してみようと、こういう趣旨でございましょうか。

それじゃ、森岡委員。

【森岡委員】私も最初のころの防災課で、今は危機管理室といいますけども、非常に少ない人数でやっているんですね。だから、全部無料で、全部区が、一般の人も無料で出しますよといったら、防災課へ申請して、業者に受け付けを流して、生保とか、費用負担者を除いて流して、それに基づいて仕事をした分だけをリフォームに、防災課の分野の危機管理室から流せば、そんな負担じゃないんですけども、今室長が話したようにすべてばらまきで無料にするわけにはいかないで、一般の家庭は少なくとも器具代は負担をしてくださいということでこの案ができていますから、そうすると、防災、危機管理室は、実費を払うというものを自分でまたその分、経費を取って、費用を、ただじゃないんですから。そして生活保護者の分は区の、今言った法外援助、また別の検討した費用を出してもらえるんだったら、そっちの福祉のほうから金を出して払うんですけども、ちょっと、無料でやらないという前提になって、実施したうちから費用の分までを危機室のほうで徴収して仕事をするというのは、体制上、ものすごく、検討……いや、できないとは私は言いませんよ。今の事情、20年前のあれですからわかりませんが、できないとは言いませんけれども、体制的には相当検討しないといけないんじゃないかということだけ、申し上げておきます。できるできないは、申しませんが。

【会 長】わかりました。ご意見。そういう意見もございしますが、どうぞ。

【鱒沢委員】実はね、そう思ったんですね、最初に。全部危機管理課で一括して、それでその費用の支払いを当然求められる方の分も、危機管理課で全部集めてくださればいいんじゃないって。そうすると、費用を払わない人とか払う人の情報がむだに流れることないじゃないですか、実は申し上げたかったんですけども、見事に、それはちょっと厳しいという。

鍋島委員ともそんなことをこそこそ言いながらだったんですけども、もちろんそういう体制ができれば、その「むだに」という言葉はちょっと言い過ぎかもしれませんが、個人情報情報を余分に外部に流す必要が、知られる必要がなくなるのではないかなという感じは持って

いますので、ご検討いただければと思います。

【森岡委員】私も、検討するなど言っているんじゃないかと、そういう問題点があってということをおし上げただけで、それは検討していただけるんじゃないかと思えますけども。

【会 長】ほかに、ご意見ございますでしょうか。

先ほど申し上げましたように、今年度はこのまま実施されるということですよ。もう多分、期限も迫っているから、3月までに実施ということのようなので。来年度、これは来年度もやるという。

【危機管理課長】来年度も、引き続き実施いたします。

【会 長】そうですか。今回の意見を踏まえて、検討できる部分は来年度検討していただくということで、皆さんもそれでよろしゅうございますか、とりあえずきょうのところは。ということで、これは報告事項ですから、特別、反対とか、採決はいたしませんけど、報告を了承するというのでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、了承いたしました。

どうもご苦労さまでした。

次に、資料33「保育ルーム事業の運営委託について」の説明を受けます。

それでは、説明をお願いします。

【保育課長】保育課長でございます。

では、お手元の資料で、事業の概要といったページのところをごらんいただけますでしょうか。その資料の5段目でしょうか、事業内容という枠がございます。こちらの冒頭のところを読ませていただきます。

区では、待機児童の解消を区政の重要課題の一つとして、計画的な対応、緊急的な対応の両面から、これまで積極的に取り組んできた、とございます。ここで言う待機児童の解消といいますのは、今保育所の利用を希望される方が非常に多くて、保育園に入所申請をしてもなかなか入れなかったというようなお子様がふえているというような、そういったところを指して、ここでは表現をさせていただいております。

こういった事態の中で、平成21年12月からは、区立幼稚園の空き教室を活用した保育ルーム——これは保育ルームといいますのは、ここにありますがように区単独事業で行わさせていただいているもので、認可外保育施設、認可を取っていない施設でございます、を開設し、保育需要に応じてきた。

本事業は、待機児童解消緊急対策として、江戸川小学校の空き教室を活用し、平成23年12月1日に、これはもう既に開設をしているということでございます、新規開設する保育ルームエドがわ園の運営を事業者に委託するものであるといった中身でございます。

ここで、そのページの一番下のところをごらんいただきますと、6番目の項目として、保育ルーム事業の実施状況という表がございます。これまで、この認可外保育施設としての保育ルーム、3カ所でやってきた実績がございます。3つ目の、今回の江戸川小学校での保育ルームが、名称として保育ルームエドがわ園でございますが、先ほど申しましたように昨年12月からもう既に保育の運営を始めさせていただいております。

この3つ目のエドがわ園から、委託ということで運営をさせていただくということでございまして、その以前の2つにつきましては区の直営で運営をしてきたところでございます。

今回、委託でございますので、個人情報についてお諮りするといった中身でございますが、事業内容の1番から順番にちょっとごらんいただきますと、保育の中身といたしましては、月曜から金曜の7時半から18時半までということで、延長保育はその後1時間ほどございます。

利用対象者は、区内在住で保育に欠ける1歳から5歳までの児童ということで、定員はその表にございますように、1歳から5歳、それぞれ6名で、計30名の定員を持ってございます。

保育料は、ここがございますとおりで、入所手続といたしましては、これまでの保育ルーム事業と同様に、区、これは保育課の入園係でございますけれども、そちらで受け付けを行いまし、入所会議と同様に入所審査を行うというような手続となっております。

では、おめくりいただきまして、保育ルーム事業の運営委託についてといった中身で、どのような情報がやりとりされるかというようなところをごらんいただきます。

委託先でございますが、株式会社テクノ・コーポレーションでございます。この事業者は、区内でも認証保育所を既に持って運営している事業者でございます。区の保育事業につきましては精通している事業者でございます。

その下、委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますけれども、お預かりするお子様、そしてその保護者、そして同居する家族それぞれにつきまして、ここに記載のとおりの内容の情報項目をやりとりをさせていただくという中身でございます。

この情報の記録媒体としては、紙、そして電子媒体がございます。

その下、ちょっと幾つか飛ばさせていただきますと、委託の開始時期及び期限でございますけれども、ここには23年11月1日からとございますが、これは12月1日からの保育の運営に先立ちまして、いろいろ登録の事務ですとかそういったものがございますので、11月1日から事業

委託が開始されているといった中身でございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策といたしましては、別紙の特記事項を付すということな  
ことと、業務終了後、区が受託事業者に提供した情報及び受託事業者が収集した情報は返却を  
させるといったものでございます。

事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定  
するといったものと、提供された情報は施錠できるキャビネットにて保管をさせるといった中  
身でございます。

雑駁ではございますが、以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

田中委員。

【田中委員】これはもう既に実施されている委託事業ですよ、その報告ということですね。

【保育課長】はい。

【田中委員】ですから、そういう意味では、ここにある、委託に当たり区が行う情報保護対策  
及び委託事業者に行わせる情報保護対策ですけども、これは既にもう実施されているわけ  
から、ちゃんとキャビネットに保管されているのか、それが職員に対して、こういう特記事項  
に伴う情報保持のプライバシーポリシー等々を含めたものが守られているのかというか、その  
辺はいかがですか。

【会 長】説明を願います。

【保育課長】12月1日の時点で、私ども、私も含めて現場確認をいたしました。その時点で、  
しっかりと管理をされておりますので、現在のところは大丈夫でございます。

【会 長】ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、本件については了承ということによろしゅう  
ございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】じゃ、本件は了承いたします。

ご苦労さまでした。

それでは、資料34は飛ばしまして、資料35の「特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び  
勧奨効果分析委託について」の説明を、それから、資料34の報告取り下げについてもあわせて  
説明をお願いいたします。

【健康推進課長】健康推進課長です。

初めに、資料34の「特定健康診査検査結果の印字・封入封緘委託について」、取り下げました理由でございますが、私ども、特定健康診査の受診率向上のために、前年度の健康診査の結果のデータを健康診査票にあわせて封入をしてお送りし、それで、前年度に比較してことしはどうかというモチベーションの向上を考えてございました。

準備を進めておりましたが、データ処理システムのつくり込みになお慎重を期す考えでございますので、今回お諮りするには少し早まったかと思っ、案件名をお届けしましたが、今後また別の機会にお願いしたいと考えているところでございます。

【会 長】わかりました。

それじゃ、35以下、まずとりあえず35の説明をしてください。

【健康推進課長】続きまして、35番でございます。「特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果の分析委託について」でございます。

資料の事業名は特定健診と保健指導です。担当課は健康推進課、目的は特定健康診査の受診率向上のためです。

対象者ですが、このたびは、受診率向上のためのコールセンターの設置を、健康診査の対象者全員に拡大する考えで、従来は、前年度の健康診査をお受けになっていない方にこちらから、コールセンターから電話をしてお誘いしてございましたが、新年度は、6月1日からと時期も早めると同時に、前年度受診された方にもすべてご案内をしようと考えているところです。

事業内容の、対象者を3区分と合計を載せていますが、一番上の枠というか数字が追加の対象者の予定で、個別勧奨が1万7,500人、個別電話勧奨が1万3,100人、問い合わせ業務対象が1,140人、効果分析も1万7,500人を想定しています。

従来から、このコールセンター業務については了承をいただいているところでございますが、このたび対象者を拡大したために、報告をさせていただくものです。

次のページに業務委託の内容を書いておりますが、こちらは特に従来からご承認をいただいたところと変わったことはございません。下のほうから2番目の委託の開始時期を、新年度からと改めて書かせていただいたところが変更点でございます。

業者に行わせる情報保護対策も、従来と変更はないものでございます。

大変雑駁ですが、以上です。

【会 長】ありがとうございました。

何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】これは、委託先は今までと同じところというようになるんですか。

【会長】説明を願います。

【健康推進課長】事業の委託先でプロポーザルにより決定すると書いておりますように、24年度についても、改めて業者に提案をしていただいて、プロポーザルで決定する考えでおります。

【田中委員】実施はいつからですか。

【健康推進課長】新年度なるべく早くから業務を開始したいと考えていますので、今年度中に、プロポーザルを行います。

【会長】何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

これ、よくわからないんですけど、おやりになること自体がわからない。ごめんなさい。健診を受ける人に郵便か何かで通知をしてあるわけですよ。その人たちが受けたかどうかを問い合わせるという作業ですか。すみません、まことに何か、理解していません。

【健康推進課長】新宿区は、この特定健康診査の受診率が、21年度まで23区で最下位であったところから、なるべく多くの方に受診していただこうと思って21年度に始めたのがこのコールセンターで、全員に健診票は送っておりますけれど、ある程度時間をおいて、受診されていない方、あるいは前年度受診がなかった方にお電話を差し上げて、健康診査をお勧めする、そういうサービスでございます。

【会長】わかりました。終わってから、受けたかどうかじゃなくて、途中で、中間でお勧めすると。わかりました。ありがとうございます。すみません。

ほかに何かご質問、ご意見は。鍋島さん。

【鍋島委員】聞いていたからじゃないですけど、そういうお話を前にもお聞きしたので、私たちは、ほら、商団連でいろんなところでPRをするものですから、そのときに、私、本当にPRしてあげてるんですよ。

というのが、私は友達に医者がいるんですけど、健康診断の結果を見せたら、それは僕も、健康診断をやった人には全部言うと言っていたんですけど、ここに非常用の笛とか、それからLEDの光とか、それからマスクとか入れているんですけど、その中に、健康診断の結果を、私は毎年やりますから、を入れてあるんですね。

それで、その医者が言うのには、健康診断の結果があれば、いろんな事故で、何にも検査することがなくなっちゃっても、すぐに手当てしてあげられると。血液型から何から出ますからね。すごいいいから、僕も健康診断した人に言うって言ってまして、それで、これを話すと、

それじゃ私も健康診断に行かなくちゃって、多いですよ。

だから、ただ勧奨するんじゃないくて、やっぱり大震災のときにもこういうのはすごい役に立ちますとか言わない限りは、私のさっきの友達なんかも行かないのに、これを言ったら結構みんな行き出しました。PRしてあげて。

【会長】ありがとうございます。

それでは、35につきまして、ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですから、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】じゃ、了承といたします。

引き続き、資料36の「がん検診対象者からの問合せ対応業務委託について」の説明をお願いいたします。

【健康推進課長】それでは、「がん検診対象者からの問合せ対応業務委託について」でございます。

事業の概要のペーパーですが、事業名はがん検診、目的は、がん検診対象者からの問い合わせ対応業務の効率化のためでございます。

対象者は、74歳以下の健（検）診票一斉発送のがん検診の対象者です。

事業内容としましては、74歳以下の特定健康診査とがん検診の対象者に対しまして特定健診の健診票を一斉発送しますので、その際に、先ほど来のコールセンターの電話番号を書いてございます。このため、がん検診対象者から、健康診査にあわせて、がん検診に関する問い合わせも想定されるところです。そのために、個人情報の収集業務に加えたい考えです。

対象の予定者数は、そこに書きましたとおり、一斉発送予定者が2万1,000人。がん検診の対象となる方が2万1,000人。問い合わせ業務の想定が1,300人でございます。

次のページに、保有課その他、個人情報の概要が載っておりますが、委託先は、同様にプロポーザルで決定した特定健康診査のコールセンターの業者です。

収集させる項目は、問い合わせへの対応ですので、そのうち、ご本人の郵便番号、住所、肩書、氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号と、希望するがん検診の種類、これは個人情報ではないのでございますが、このあたり、区民の方がおっしゃる基本情報の内容でございます。

処理させる媒体は、紙かMOを考えています。

委託の理由は、74歳以下の健診票一斉発送の対象者から、がん検診対象者からの問い合わせ、

そちらに対応し、事務の効率化の上からも外部委託を考えるものでございます。

委託の内容は、問い合わせに対応するというもので、24年4月からでございます。

情報保護対策としましては、別紙の特記事項を付すほかに、下にございますように、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、収集した情報は施錠できる金庫に保管し、入退室等の、ファイルサーバーへのアクセスの管理などを制限するものでございます。

以上です。

【会 長】わかりました。

これも、同じように、発送した後、お勧めするというので、受け付けとは違うんですね、これ。

【健康推進課長】一斉にお送りするのは基本的には特定健診なんですけど、多くの方は、特定健診とがん検診を同時に受診したいとお考えでいらっしゃるって、がん検診についてのお問い合わせ、どういう医療機関が対応できるのかを伺って、区から発送の希望をされる場合は、私どものほうにいただいて、うちから発送をします。

【会 長】わかりました。

何かご質問、ご意見はございますか。

久保委員。

【久保委員】ちょっと事業内容の確認をさせてもらいたいんですが、2万1,000人に一斉発送して、この2ページですね。事業内容の中にあります問い合わせ業務予定対象者数というのは、電話がかかってくるであろうという数なんですか。

【健康推進課長】そうです。

【久保委員】これは、過去の事例をもとに大体数字を出されて、今回の事業の内容としては、その発送と同時にこの電話対応の業務の委託をする。それで、その委託業者は1年間ずっと契約をされるんですか。

【会 長】説明を願います。

【健康推進課長】契約は新年度契約ですが、今の想定では、6月1日から9月の末ぐらいを考えています。

従来は、がん検診についてのお問い合わせをいただいて医療機関のご案内等はしましたが、がん検診票の郵送に関しては、区の健診係のほうへの改めての連絡をいただかなければ発送できなかったんですけど、業者がかわりに情報をここで把握して、私どものほうから一斉にご要望に応じて発送をします。



【会 長】ほかに、ご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は了承といたします。

続いて、何かご意見がございましたら今お聞きしますが、ご意見がないようでしたら、これで本日の諮問事項と報告事項についてすべて審議を終了させていただきたいと思いますが、何かご発言ございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

【区政情報課長】次回の審議会なんですけれども、最初に申しましたように、1月23日、来週月曜日の午後2時からということになっております。

場所につきましては、お隣の第2委員会室となっております。

開催通知、次第、資料につきましては、本日席上に配付しております。大変恐縮ですが、次回の審議会にお持ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【会 長】委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして第5回の審議会を閉会といたします。

長時間どうもご協力ありがとうございました。来週月曜日、またよろしくお願いいたします。

午後3時35分閉会